説明資料①

(保険募集等の委託の在り方)

平成23年8月30日 金融庁総務企画局企画課保険企画室

【現行制度】

① 保険募集を行うことができる者

- 保険業法においては、<u>保険募集の公正かつ適切な実施を確保するため、</u>保険会社の保険契約の締結の代理又は媒介(保険募集)を行うことができるのは以下の者に限られている。(保険業法第 275 条)
- 生命保険募集人及び損害保険代理店は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。(保険業法第276条)

(i)生命保険募集人

- 生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は<u>生命保険会社の委託を受けた者</u>若しくは その者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険募集を行うもの(保険業法第2条第19項)

(ii)損害保険募集人

- 損害保険会社の役員若しくは使用人、損害保険代理店*又はその役員若しくは使用人(保険業法第2条第20項)
- *損害保険代理店…損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険募集を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの。(保険業法第2条第21項)
- 一したがって、保険会社から保険募集の委託を受けた者が、更に別の者に再委託をすることは認められていない。

② 所属保険会社等の賠償責任

- 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。(保険業 法第283条) ※保険募集人に対しては、資力要件は課されていない。

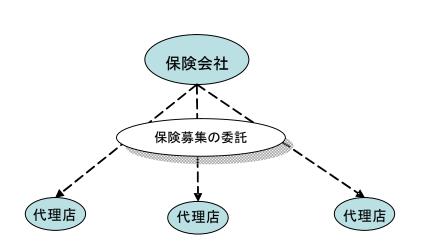
【現行の保険募集の委託のイメージ】

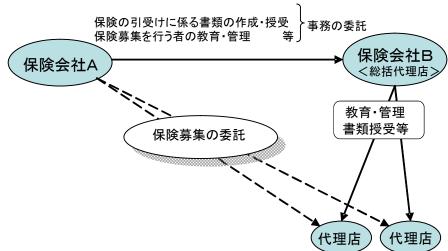
〇ケース1 (一般的な保険募集の委託)

・代理店に対する教育管理等は保険会社自らが実施。

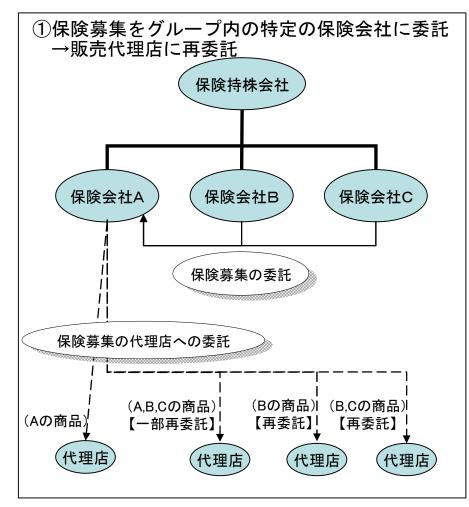
〇ケース2 (保険募集に係る事務を他社に委託)

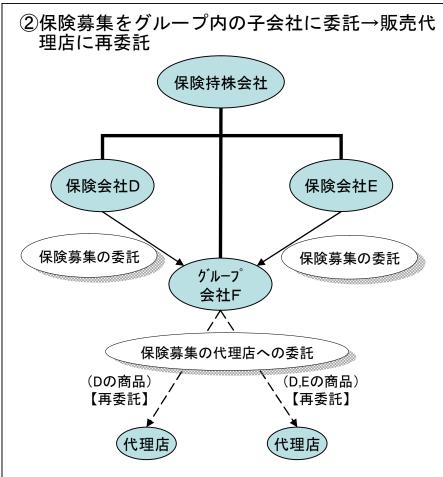
・代理店に対する教育管理等は保険会社から事務委託を 受けた総括代理店が実施。





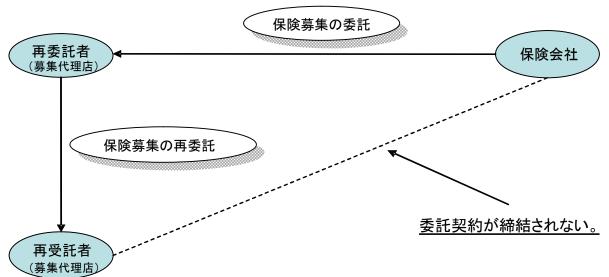
【グループ内の保険募集業務の集約化のために再委託を活用する場合のイメージ】





【保険募集を再委託した場合の論点】

〇 保険募集業務を再委託する場合、再受託者は、再委託者と委託契約を締結し、<u>保険会社とは委託契約を締結しな</u>い。



論点

- 〇 保険募集を再委託した場合には、保険会社の直接の監督が及ばないこととなるが、適正な保険募集をどのように 確保するか。また、グループ内の再委託者を通じた再委託であれば、適正な保険募集が確保されるか。
- 〇 再委託を受けた者が保険契約者に加えた損害の責任の所在についてどう考えるか。その際、保険会社、再委託を 行った者の責任についてどう考えるか。また、グループ内であれば、保険会社と再委託者の責任の所在が不明確に なることが回避されるか。
- 現行でも、代理店に対する教育・管理等の事務を他社に委託することは可能とされているが、保険募集の再委託 を可能とすることのメリットは何か。

【制度をめぐるこれまでの主な議論】

- 規制改革推進3カ年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)
 - ④保険募集人等の委託の在り方についての見直し【平成15年度中に検討・結論】

現行の保険募集制度において保険募集人や保険代理店は、保険会社からの直接の委託を受けた者であって、その所属保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者としている。したがって、例えば保険会社の各店舗が行っている管轄地域の営業推進や代理店管理といった、いわば保険会社における販社的な業務を、大型の保険代理店等(総代理店)に外部委託することで保険会社の業務の効率化を図ろうとした場合、総代理店が管理する保険代理店は、それら販社的業務を受託した総代理店を介した復代理による保険募集の委託契約を結ぶことができない。これについては、総代理店を介した復代理による保険募集に係る委託契約を認めることで、総代理店の傘下にある代理店に対する選任・管理責任の明確化や保険会社の機能を分化させ販社的業務の外部委託による効率化が図れるとの指摘がある。

一方、これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要である。

したがって、保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施 や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う。

- 〇 規制改革推進3カ年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)のフォローアップにおいて示された内容
- ・保険募集人等の委託の在り方の見直し(総代理店制度の導入)について検討を行ったが、
- ① 保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、
 - 保険会社が保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなる恐れがある、
 - ・保険会社が自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、
 - ・<u>多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなるおそれ、</u> 等の問題があること、
- ② また、これらの問題に対応する方法として、
 - ・総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、
 - ・総代理店は、保険会社の子会社に限ること、

等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代理店は想定し難いこと、

- ③ 更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に委託する具体的なニーズが認められないこと、から、措置困難との結論に達した。
- 〇 「規制・制度改革に対する方針」(平成23年4月8日閣議決定)

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

- (2) 保険募集人等の委託の在り方の見直し
 - ・保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する 業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。<平成23年度検討>

—参考資料—

【銀行代理業制度について】

○銀行法では、預金又は定期積金等の受入れの契約の締結の代理又は媒介等を行う銀行代理業制度が設けられており、 当該制度においては、銀行代理業の再委託が認められている。

銀行代理業制度の概要

- ①行政庁の関与…許可制 ※再委託を受ける者(銀行代理業再受託者)も銀行代理業者とされており、同様に許可が必要。
- ②再委託の要件…所属銀行の許諾
- ③所属銀行による指導
 - ・ 所属銀行は、銀行代理業者(再受託者を含む。)が営む銀行代理業に関し、業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
 - ・<u>銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に関し、業務の指導その他の健全かつ適切な</u> 運営を確保するための措置を講じなければならない。

4)所属銀行等の賠償責任

- ・ <u>所属銀行は、銀行代理業者(再受託者を含む。)</u>がその銀行代理行為について<u>顧客に加えた損害を賠償する</u> 責任を負う。
- ・<u>銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者</u>が行う銀行代理行為について<u>顧客に加えた損害を賠償する責任</u> を負う。

